

令和4年 第10回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和4年10月25日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和4年10月25日	午後1時30分	議長				
	閉会	令和4年10月25日	午後2時25分	議長				
議長	粕谷 雄一							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	久保田 清		出	10	鈴木 智之		出	
2	柳川 嗣於		出	11	浅海 伊佐男		出	
3	横山 一明		出	12	岡部 昭		出	
4	嶋田 利行		出	13	谷田 峰男		欠	
5	原田 一		出	14	粕谷 雄一		出	
6	近藤 広巳		出	15	有山 茂幸(最)		出	
7	岸 勇		出	16	宮寺 康夫(最)		出	
8	神木 茂		出	17	新井 正一(最)		出	
9	塩野 和義		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		13名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
葛籠貫 智洋								
島村 雄大								
有山 俊夫								
飯塚 勝貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和4年10月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和4年10月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に15番・16番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第4	議長	<p>報告案件ですので、報告第21号について終了します。</p> <p>日程第4、報告第22号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第5	議長	<p>報告案件ですので、報告第22号について終了します。</p> <p>日程第5、報告第23号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件、5件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第5	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第5	議長	<p>報告案件ですので、報告第23号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>12 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第 6、議案第 2 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は、宗教法人で集会を平日の夜間と日曜日に開催し出席者は 1 0 0 名以上になります。ほとんどの方が車での上り下りとなっており、駐車場への出入りの際通路が狭く車のすれ違いがうまくできず渋滞が発生して近隣住民に迷惑をかけている状況です。よって自動車通行の円滑化と渋滞緩和のため通路拡幅が必要となり申請することになりました。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 0 月 1 4 日に 1 1 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。近隣の農地には特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p>
--------------	---	--

		<p>令和4年3月総会の農業振興地域での除外申請案件で、その除外手続き完了後の農地転用許可申請となります。</p> <p>申請者は近年では建築工事の受注も増加し業績も上がってきており、市内と富士見市にある2か所の資材置場では事業を拡大していく上で足りないのが現状です。</p> <p>その為、もう一箇所の資材置場を建設することを検討しており、市内の市街化区域を含め探したところ適地が見つかりませんでした。今回の申請地の土地所有者に相談した結果、合意することができました。</p> <p>申請地は本社からも近く面積も広いので、事業展開には利便性を含め最適地であると考えています。</p> <p>接道している道路が幅員の狭いことや通学路になっているので小型車両を使用することや通行時間帯などに配慮し近隣に迷惑をかけないようにするとのことでした。</p> <p>農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設等が存在しますので、第3種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>10月14日に12番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。草が多少ある状態です。隣接する農地には影響は無いと思います。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>草がある状態でした。転用後において近隣の農地には影響無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p>
議 長		
11 番委員		
議 長		
7 番委員		
議 長		

日程第7	2番委員	小型車両使用や通行時間帯については、近隣住民に説明しているのか。
	事務局	申請人から説明しています。
	議長	他に質疑はありますか。
	5番委員	貸し借りの期間は何年か。
	事務局	20年間です。
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第22号について終了します。
	議長	日程第7、議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題とします。
	事務局	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	議長	議案書朗読、説明。
議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。	
12番委員	10月14日に11番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。大変きれいに野菜が作付けされていました。問題は無いと思います。	
議長	地元委員さん説明をお願いします。	
16番委員	相続人は、きちんと耕作しており問題は無いと思います。	
議長	質疑はありますか。	
全委員	なし。	

日程第 8	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 2 3 号について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 2 3 号につきましては原案のとおりに決定します。
		議案第 2 3 号について終了します。
	議 長	日程第 8、議案第 2 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。
		案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
		生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 3 0 年が経過した場合と、農業の主たる従事者が死亡した場合と、農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。
		この案件は買取り申出人の夫が死亡したことが買取り申出する条件となっています。
		今後の流れについて、今回の主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、農業委員会へ斡旋の申出を行います、そして買取り希望が無い場合は生産緑地が解除されます。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	11 番委員	1 0 月 1 4 日に 1 2 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。申請地は草もなく、特に問題はないと思います。
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	8 番委員	承認して全く問題ないと思います。

日程第9 日程第10	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、議案第24号の案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第24号の案件につきましては原案のとおりに決定します。
		議案第24号について終了します。
	議長	日程第9、議案第25号 農用地利用集積計画の利用権設定についての議題1件及び日程第10、議案第26号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画についての議題1件は関連がありますので、併せて審議をお願いします。
		農用地利用集積計画（利用権設定） 農用地利用配分計画
		案件について事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
		この案件は、農地中間管理事業により借人が埼玉県農林公社を仲介し貸人から借り受けるものです。
事務局	借人は、トラクター、耕うん機、防除機をそれぞれ1台、農業用トラック2台などの農業用機械を所有しております。	
議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。	
12番委員	10月14日に11番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。草が少しありますが、トラクターで畝えば畑として問題ないと思います。	
議長	地元の委員さん説明をお願いします。	
17番委員	申請地は草が少しあります。借受人の所有の他の畑に草が多くある状態が続いているので、問題があります。	

	<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>借受人が申請地を借りて耕作するという姿勢は分かりますが、現状を見ますと今後借受人が申請地をきちんと耕作し管理していけるのか心配です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>借受人の自作地が遊休農地化してる等問題があると思います。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩 午後2時3分</p> <p>再開 午後2時15分</p> <p>再開します。</p> <p>事務局説明を求めます。</p> <p>借受人の農業経営の実態及び今後の計画について、改めて借受人と埼玉県農林公社に確認することが必要だと考えます。</p> <p>この案件については、再度実態と計画内容を確認することではいかがでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>議案第25号及び議案第26号については、精査することとします。</p> <p>議案第25号及び議案第26号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年第10回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時25分)</p>
--	---	--